

令和7年度

事業計画書

日本火薬工業会

令和7年度 事業計画書

令和6年度も、会員の事業に共通の利益を増進し、火薬事業の健全な発展を図ることを目的として、「保安の確保」、「技術の向上」、「人材育成」、「規制緩和」、「業界の諸問題」という5項目の重点課題を掲げ活動する。

これ等の重点課題への対応として、部別には以下の活動に取り組む。また、新規入会勧誘を行うことで会員数増を目指す。

1. 技術部関係

(1) 行事の開催

- 1) 技術保安部会を定例開催し、技術保安関係の情報の共有化を図ると共に、それぞれ保安に関する独自の活動を継続実施する。
- 2) 令和7年度製造保安責任者研修会を春季・秋季の2回開催する。
- 3) 令和7年度火薬労使保安懇談会を開催する。
- 4) 火薬類の製造と保安の講習会を8月に機械振興会館にて開催する。

(2) 情報収集と業界意見の反映、会員への周知

全国火薬類保安協会、日本海事検定協会、関係省庁等が主催する委員会に委員又はオブザーバーとして参画し、情報収集、業界意見の反映、会員への周知に努める。

(3) 経済産業省令和7年度火薬類保安技術実験への参画

会員会社と共に参画する。

(4) 火薬類関係JIS改訂の取組み

全国火薬類保安協会が主催するJIS原案作成委員会(テーマ名:火薬類の容器包装性能試験方法に関するJIS開発)に参画する。

(5) 経済産業省主催「令和7年度火薬類取締法研修」への講師派遣

要請に基づき、派遣を行う。

(6) 法令改正への対応

改正法令の情報及び運用上の解釈について、会員に周知を行う。また、「火薬類製造所の保安管理技術」について立ち上げた編集委員会によって改訂作業を進め、発刊は令和7年10月を目標とする。

(7) 火薬類安定度試験用試薬類の品質保証業務

(8) その他

- ①SAFE Xからの事故情報を教育資料として会員に展開する。
- ②省庁及び関係団体等からの周知依頼文書を都度会員に展開する。
- ③豪雨・台風時等の経産省からの災害有無問合せに対し各社の情報を集約して報告する。
- ④会員以外も含め、火薬類に対する技術的な問い合わせに対して、都度対応する。

2. 業務部関係

(1) 書籍の編集・出版

1) 「火薬類取締法令の解説」の改訂

令和5年度以降の法改正内容を反映した改訂版を発刊することとし、編集委員会を立上げ令和7年度中の発刊を目標として作業を進める。

2) 「火薬類取締法令集」の編集・発行

令和七年度版を5月30日に発行すると共に、令和八年度版を令和8年5月30日に発行すべく準備を進める。

3) 「火薬学（第2版）」

増刷にあたっては、全国火薬類保安協会等からの訂正要望の検討結果を反映させる。

(2) 統計処理と需要予測に向けた情報収集

①令和7年1月～12月の爆薬及び火工品の製造・出荷・在庫データを集計する。

②トンネルの掘削状況、石灰石、砕石等に関する情報を収集する。

③令和8年の需要予測を作成する。

④軽油引取税の免税措置に関し、経済産業省素材産業課に実績報告を行う。

⑤その他必要に応じて調査・研究を行う。

(3) 広報活動

①会誌EXPLOSIONを火薬学会と共同で編集発行する。

②全国火薬類保安協会発行「火薬と保安」誌の編集に参画する。

③ホームページのタイムリーな情報更新を行う。

3. 総務部関係

(1) 火薬類賠償責任保険契約の継続

火薬類災害保険協力会事務局として、令和7年度契約の保険料徴収・支払い業務を行う。また、令和8年度契約継続に向けて、保険会社と交渉を行う。

(2) 経理業務

公益部門、収益部門の経理業務に確実に対応する。また、2025(令和7)年度税制改正の大綱(閣議決定)に基づき、所得税の基礎控除額等の引上げ等が適用されるため、これに対応する。

(3) 書籍の販売

書籍の受注窓口として速やかな発送手配に努めることにより顧客要望に対応する。

以上